

「返却期限日」を延長する方法のご案内

◎霧島市立図書館のホームページで、「返却期限日」を延長する方法

- ・ ホームページ左側の「利用者のページ」または「貸出延長する」をクリックしてください。
- ・ ログイン入力画面が表示されますので、「利用券番号」と「パスワード」を入力後、「送信」をクリックし、ログインしてください。



利用券番号とパスワードを入力してください。

利用券番号

パスワード※仮パスワードが発行された方へ：仮パスワードはこの欄に入力してください。

「送信」をクリックしてログインしてください。

- ・ 利用状況一覧が表示されるので、貸出期間を延長したい本の「延長する」ボタンをクリックしてください。



No.	貸出延長	タイトル	請求記号	貸出館	貸出日	返却期限日
1	<input type="button" value="延長する"/>	アンパンマンとびいちくもり	E/7/		/ /	/ /
2	<input type="button" value="延長する"/>	アンパンマンともぐりん	E/7/		/ /	/ /

貸出期間を延長したい本の「延長する」をクリックしてください。

- 更新確認画面が表示されるので、「タイトル」と「更新後返却期限日」を確認して「更新する」ボタンをクリックしてください。

「更新後返却期限日」は、更新手続きをした日に「14日」を加算した日が表示されます。

「タイトル」と「更新後返却期限日」を確認して、「更新する」をクリックしてください。

- 利用状況一覧に戻ると、貸出延長とタイトルの下に「延長回数に達しました。」と表示され、「返却期限日」には、延長手続きをした日に「14日」加算された日が表示されています。

No.	貸出延長	タイトル	請求記号	貸出館	貸出日	返却期限日
1	延長回数に達しました。	アンパンマンとびいぐるみ 延長回数に達しました。	E/7/		/ /	/ /
2	延長回数に達しました。	アンパンマンともぐりん 延長回数に達しました。	E/7/		/ /	/ /

延長手続きができるは、「返却期限日」当日までに「1回」のみであるため、延長後は「延長回数に達しました。」と表示されます。

返却期限日には、延長手続きをした日に「14日」加算された日が表示されています。

【延長手続きの注意点】

- 他に「予約が入っている本」や「雑誌」は延長手続きができません。
 - 「返却期限日」に到達した日の翌日以降は延長手続きはできません。
「有効期限日」当日までに延長手続きしてください。
 - 延長手続きができるのは1回だけです。
- ※ 返却日当日は、再度同じ本を借りることはできません。貸出可能となるのは、翌日以降となりますので、再度のご利用は、是非「返却期限日」の延長手続きをお願いします。